

	天理市いじめ防止基本方針(案)該当箇所	パブリックコメント 概要	市としての考え方
1	4-(2)-③ (p13)	<p>大事態への対処として、教育委員会及び学校は調査し、調査結果を市長に報告する。市長は総合教育会議を招集し、総合教育会議は講じるべき措置等について協議調整を行うとなっています。これでは、対処方針を誰が、提案し、決定し、実行するのか不明確です。まず、最初に教育委員会や学校が責任を持って、調査に基づいて「講じるべき措置」を検討し対処方針を自ら明らかにするべきです。総合教育会議も協議調整するだけでは無く、教育委員会の活動を補佐し、市長部局として必要な措置を講じる方針を提案する必要があります。</p>	<p>総合教育会議は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき処置について、市長及び市教育委員会の協議・調整の場として設けられるものであり（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4）、総合教育会議が教育委員会の活動を補佐したり、市長部局として必要な措置を講じる方針を提案することはありません。しかし、市長及び教育委員会は、総合教育会議における協議・調整を経た上で、それぞれの権限及び責任において重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じることになります。ただ、「③総合教育会議の招集」の記載では、このことについて十分に明らかでないため、次のように記載を改めることとします。</p> <p>③ 調査結果を踏まえた措置等</p> <p>②の報告を受けた市長は、総合教育会議を速やかに招集し、当該調査結果を踏まえ、市長及び市教育委員会が講じるべき措置等について協議・調整を行う。その上で市長及び市教育委員会は、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。</p>
2	2-(2) (p4)	<p>教育委員会の付属機関として設置される「天理市いじめ・問題行動都等対策委員会」の機能の、二つ目の「問題の解決を図る」ということが記載されています。対策委員会の権限や活動指針、組織的位置づけなど明らかにしないと実効性はありません。対策委員会が「問題の解決を図る」ための詳細を明らかにしてください。</p>	<p>ご指摘を受け、本対策委員会の機能等につき再検討を行った結果、本対策委員会は教育委員会の諮問機関として教育委員会より諮問を受け、諮問を受けた事項につき調査・審議を行い答申等を行う機関であり、本対策委員会が主体的に「問題の解決を図る」ことは無いとの結論に至りました。この点、本方針と並行して進めている本対策委員会等の設置条例（案）の作成の過程における本市法令審査会においても同様の指摘があったところです。そこで、本方針から「学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。」の記載を削除することとします。</p>
3	2-(3)-② (p6)	<p>「6月に市及び県、11月に市のアンケート調査を実施」した結果を公表してください。また、それがどのように基本指針に反映されたのでしょうか。</p>	<p>アンケート調査の結果から、いじめが行われた状況や加害行動の動機が明らかにされています。その内容を検証し、いじめの未然防止及び再発防止のため、学校が児童生徒にとって安心できる場所となるように、また互いの心のつながりを築けるように、普段から必要とされる取組について記載しています。なお、個別の内容につきましては児童生徒のプライバシーに関わりますので、そのものの公表は控させていただきます。</p>

天理市いじめ防止基本方針(案)該当箇所	パブリックコメント 概要	市としての考え方
4 4-(1)-④ (p12)	4 重大事態への対応の、④調査を行うための組織について、組織の構成員として「直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は除く」とあるが、対策委員会は、白黒を判定する組織ではないので、原則にとらわれず、一件ごとの事情に応じて問題を処理することが必要であり、事情をよく知る、担任の教師や保護者も場合によっては委員となることも必要ではないでしょうか。	国のいじめ防止基本方針において、対策委員会の委員について「弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる」とされており、地方公共団体においていじめ防止基本方針を定めるにあたって、国のいじめ防止基本方針を参酌して方針を定めなければならないことから記載を行っているものです。なお、担任教員や保護者の方については、委員にならなくても対策委員会における調査の対象者として事情を聴取することがあると考えています。
5 2-(2) (p4)	2、(2) 市教育委員会の附属機関の設置の項で「条例の定めるところにより」と記載されているが、どのような条例でしょうか。	「天理市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を新たに制定します。
6	今日の社会の中でいじめはどの学級にもあるといわれるほど広がり且つ深刻化しています。いじめ問題の解決には、子どもの命と心身を守り抜くことと、いじめの深刻化は社会と教育の在り方の問題ととらえるという二つのことを基本に取り組み必要があるのではないのでしょうか。様々な個別的、具体的な問題を明らかにし解決策を明らかにすることはもとより、それらを生み出す、社会的・教育的背景を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。	いじめ防止等の基本的な考え方において、「家庭や地域と一体となって、『いじめを生まない・許さない』取組」を進めていくことを明記しています。いじめの未然防止の取組は学校だけではなく、家庭や地域との連携が必要となります。いじめを生み出す背景やいじめの要因等について、各学校で検討していくと共に、家庭や地域との連携においても検討し、その内容を共通理解して行くことが必要であると考えます。また、連絡協議会において各校の様々な情報の交換を行い、今後の取組に役立てることもになります。
7 2-(3)-② (p6)	「いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。（6月に市及び県、1月に市のアンケート調査を実施し、必要に応じて各学校でもアンケート調査を実施する。）」とあるが、県で年間2回のアンケート調査を行っており、学校現場の対応も結構大変である。また、他のアンケートもあり、さらに市独自でアンケートをすることは屋上屋を重ねることにもなり、県のいじめアンケートの結果と大差ないと考えられる。よって、県のいじめアンケートの結果、データを活用できるように県と調整するのがよい。	現在いじめアンケートは年2回実施しており、各学校において丁寧に取り、検証、経過状況の把握等を行っています。また、6月は県と市を兼ねたもの、11月は市独自のもので、2回のデータによる状況把握と分析を行っております。さらに市独自で回数を増やしてアンケートを行うことは考えておりません。
8 2-(3)-② (p6)	「いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講ずる。」とあるが、これについては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の教育相談に応じる方や学校の求めに応じて派遣される方を確保するだけでなく、各学校に配置をすすめるべきであると考えます。子どもの悩みや家庭への支援、また関係機関との調整も進みやすくなると考える。	昨年度より中学校に、今年度より小学校にスクールカウンセラーを配置しています。定期的に学校で教育相談等に取り組んでもらっています。各校での活用状況を見ながら、今後の対応については検討しています。スクールソーシャルワーカーについては、今年度県からの派遣がありましたが、市でも配置を検討しています。
9 3 (p7～10)	「3 学校におけるいじめの防止等のための取組」について、学校現場に対する大きなお世話感が大きい。学校現場、教職員の超多忙化が進む中、児童生徒とゆったりとした時間をもつことができない状況も改善されなければ、児童個々の心のようすを教職員が感じとることは難しくなると考える。	学校現場の多忙化の解消は、市・県に共通する課題であり、児童生徒に寄り添う十分な時間を確保するための、具体的な対策の必要性を認識しています。様々な対策がこれからもなされると思います。「学校におけるいじめ防止のための取組」は、現在各校において「学校いじめ防止基本方針」に基づいて行われている取組を含め、いじめ防止のために市内全ての学校で共通して取り組む必要のある項目を記載しています。

アンケート調査の結果から、いじめが行われた状況や加害児童生徒のいじめ行動につながる動機や背景が明らかにされています。このことから被害児童生徒安全を守り、加害児童生徒及び取り巻く集団の指導改善のためには、組織的な早期発見・対応を須子とが必要であると考えられ、その手だてやポイントを方針に示しています。また、いじめ行動を止めるだけでなく、いじめの根本的な解決を図るためには、加害児童生徒の動機や背景を理解したうえで対策を講じることや、普段からの集団づくり、絆づくり、安心できる場所づくり等による未然防止等を講じる事が必要であると考えられ、その手だてとポイントを方針に示しています。なお、個別の内容につきましては児童生徒のプライバシーに関わりますので、そのものの公表は控えさせていただきます。

アンケート調査の結果から、いじめが行われた状況や加害児童生徒のいじめ行動につながる動機や背景が明らかにされています。このことから被害児童生徒安全を守り、加害児童生徒及び取り巻く集団の指導改善のためには、組織的な早期発見・対応をすることが必要であると考えられ、その手だてやポイントを方針に示しています。また、いじめ行動を止めるだけでなく、いじめの未然防止を図るためには、加害児童生徒の動機や背景を理解したうえで、普段からの集団づくり、絆づくり、安心できる場所づくり等の取組が必要であると考えられ、その手だてとポイントを方針に示しています。なお、個別の内容につきましては児童生徒のプライバシーに関わりますので、そのものの公表は控えさせていただきます。